

# 「現代語版聖典」シリーズに新たな一冊

## 『三帖和讃(現代語版)』の発刊によせて

され、その総数は五四〇首以上にもなるといわれています。中でも、親鸞聖人が関東から帰洛後、七十六歳頃制作された「浄土和讃」「高僧和讃」と、八十六歳頃制作された「正像末和讃」の三部は「三帖和讃」と総称されています。

親鸞聖人の「和讃」の特徴を、『増補改訂 本願寺史』第一巻(二五八頁)では、

和讃は、東国の門弟たちが声に出して唱えることを前提に作成されたと考えられる。

といい、千葉乗隆先生は、親鸞聖人も、また折にふれて念仏のよろこびをうたいあげていたが、その心情を同信者にわかち合い、かつひろく人びともうたを通じて浄土の教えを理解してもらおうとして和讃の編集にとりかかったものと想像される。

(千葉乗隆 徳永道雄「親鸞聖人の教えと生涯に学ぶ」六七頁)

といわれています。つまり、「三帖和讃」は、僧侶だけでなく一般の人々とともに

「現代語版聖典」は、「原典版聖典、註釈版聖典の編纂の姿勢を踏まえつつ、時代に即応した表現をとり、真実の教えが現代のひとりでも多くの人々に正しくつたわる」(「現代語版聖典」巻末「浄土真宗聖典(現代語版)の刊行にあたって」)ことを目的として編纂されています。

これまでに『浄土三部経』や『顕浄土真実教行証文類』など十六聖教、計十冊を発刊してきましたが、このたび『三帖和讃(現代語版)』が発刊されました。『宗報』二〇一五年十月号では、「三

帖和讃」は韻文形式で現代語訳をすべきかどうかや、基本的な言葉や解釈しにくい言葉に付された脚註や訳註など、『三帖和讃(現代語版)』について、幾つかの点に分けて特徴を説明しました。今号では、「三帖和讃」が現代に生きる私たちにまで受け継がれてきた背景には、どのようなお心があったのかについて、考えてみたいと思います。

◆ ◆ ◆  
親鸞聖人は、生涯に多くの和讃を制作



本願寺出版社

# 三帖和讃

「和讃」を声に出し唱えることで、わかりやすく本願の教えを伝え、理解しようとしたものだと考えられます。このような「三帖和讃」を、更に身近にしてくださいのが蓮如上人です。

上人以前の本願寺では朝夕に「六時礼讃」（『往生礼讃』）を誦誦していたのですが、上人は、文明五年（一四七三）に『正信偈・和讃』を開版されました。これによって、読経は僧侶が行うと考えられていた時代の中で、一般の方々、特に門徒の方々の間に朝夕の仏前での勤行習慣が生まれ、多くの方々がともに

唱和していくという形式が一般化したとされます。この点を、岡村喜史先生は、「門徒同士が共通の行動をとることは、門徒の間に一体感を生み出し、門徒相互の仲間意識を高揚する」ことになったと指摘されています（岡村先生が解説された蓮如上人による布教伝道の特徴については『季刊せいてん』No.107号に掲載されました）。

「浄土和讃」「高僧和讃」が制作された親鸞聖人七十六歳といえ、宝治二年（一二四八）ですから、現在（二〇一六）まで七六〇年以上の歴史がありますし、蓮如上人の開版から考えても約五五〇年の歴史があります。「三帖和讃」は本当に長い間多くの方々によって大切に受け継がれてきたといえます。

こうした親鸞聖人から続く歴史を踏まえ、「ともにみ教えを味わい、ともに讃嘆することができるよう」という方針のもと、親鸞聖人七五〇回大遠忌に際し

信偈や親鸞聖人の他の聖教と密接に関連していますので、あわせ読みたい場合などは、現代語版聖典の底本である『浄土真宗聖典（註釈版）』、さらには『浄土真宗聖典全書 二 宗祖篇 上』などを参照ください。

最後に、前門様が「三帖和讃」から六二首を選ばれ、わかりやすく説明してくださった「いまを生かされて」（文藝春秋、二〇一四年三月）の「あとがき」の文章を引用させていただきます。

親鸞聖人の和讃を深く味わうとき、私たちは、阿弥陀如来の慈悲の中にあつて、自分の欲望・憎悪・愚かさどまかすことなく向き合うことができるようになるのです。阿弥陀如来に願われる「われら」としてその地点に立ち、本来の意味で未来に向かい、ともに歩み始めなければなりません。

親鸞聖人が和讃を残されたのは、私たち苦悩するもののためでした。とも

て新たに制定されたのが「宗祖讃仰作法」と「宗祖讃仰作法 音楽法要」です（制定の趣旨や「宗祖讃仰作法 音楽法要」の特徴などについては、『宗報』二〇一一年四月号に「今、宗祖のお言葉をいただくために——『宗祖讃仰作法』と『宗祖讃仰作法（音楽法要）』をめぐって」と題した記事掲載し、総合研究所ホームページに掲載しています）。平成二十八年（二〇一六）一月九日から十六日まで勤修された御正忌報恩講でもお勤めされ、多くの方々から親しみ深く受け取られているのではないかと思います。このうち、「宗祖讃仰作法」で用いられた和讃計十八首は、これらの和讃を唱和することで「正信偈」の内容を味わうことができるように調えられています（詳しくは、浅井成海・満井秀城「みんなで称える親鸞さまの詩——『宗祖讃仰作法』和讃解説——」で一首ずつ解説されています）。

親鸞聖人以来、人々の間で本願の教えに、苦悩の中を歩むものとして、和讃を味わうことができましたら何より嬉しことです。（二二六頁、傍点筆者）  
親鸞聖人、蓮如上人の時代から「三帖和讃」を唱和することで受け継がれてきた「ともに」という視点は、私たちが「ともに」苦悩の中で本願念仏の道を歩むことを教えてくださっているとも考えられるのではないのでしょうか。  
『三帖和讃（現代語版）』が親鸞聖人から受け継がれてきたお心を伝える一助となれば幸甚に存じます。

『三帖和讃（現代語版）』のご注文は、本願寺出版社（フリーダイヤル 012-0-464-583）までお願いいたします。

（総合研究所 岡崎秀彦）

# 葬送儀礼とお墓 ① — お墓の現状 —

浄土真宗本願寺派 総合研究所

## ■ 死に対する意識の変化

日本では時代により葬送儀礼の形態が変化していますが、従来は、血縁的関係者（遺族）が死者を看取り、地縁的関係者（近隣住民・講）が葬送儀礼を運営し、無縁的関係者（血縁・地縁ではないという意味で宗教者はここに区分されます）が儀礼を執行するという役割分担の上で、葬送儀礼が進められてきたとされます  
 「新谷2015、183頁」。

しかし近年、死を迎える場の大半が病院、葬送儀礼の場が会館に移りつつあるため、死から葬送儀礼を経る過程で、医療機関の関係者や葬儀業者、火葬場職員といった専門業者に依存する割合が多くなりました。これに並行して、会館葬、家族葬、直葬といわれるような葬送儀礼も増えつつあることが、様々な媒体で報じられています。

大半の人々が病院で死を迎えることや、遺族や近隣住民の手伝いによって担

ての実地調査やアンケート調査、事例紹介

③ヨーロッパ、アジアなど、海外の葬法や墓地との比較

これらの研究では、日本におけるお墓と葬送に関する現代的課題を捉え、今後到来するであろう人口減少社会、多死社会をどのように迎えるべきかについての提言がなされています。今回は、それらの成果をもととして、葬送儀礼とお墓の現状について述べたいと思います。

## ■ はじめに

近年、葬送儀礼と関連して、お墓のあり方も目まぐるしく変化しています。

お墓の変化に対しては、民俗学・歴史学・社会学・宗教学・経済学など、様々な立場から研究されていますが、その方法は主に次の3つにまとめられます。

- ①日本の墓の歴史（地域的・宗教的伝統）についての調査
- ②現在の日本における墓と葬送につい

われてきた葬送儀礼の役割や機能が業者などに代替することで、死に接触する機会が減少しています。その結果として、死や死者に対する意識の変化が生じていると考えられます。特に葬送儀礼においては、死の「個人化」といわれる現象が顕著となっています。

これまで、「自己の死」は死者の子孫が考えるべき問題であり、葬送儀礼は生者（子孫や有縁の人々）から見て死者との関係を見つめ直す機会とされてきました。そのため、伝統的には死者と生者の分離と、家族・親族・地域関係の再構成に時間が費やされてきました。しかし今後は、「自己の死」や自己の死後を自らの手で制御しようとする意識の中に進められる傾向にあるといわれています「森2014、60頁」。

## ■ だれがお墓をたてるのか

従来は、葬送儀礼と同様、お墓も血縁や地縁が重視されていました。遺族には

祖先崇拜や死者の尊厳性を守るという役割があり、近隣住民などが埋葬の実行をしていたといわれています「森2014、48頁」。お墓をたてる主体も、血縁や地縁などの関係者でありました。しかし現在では、「終活」という言葉に表されるように、葬送儀礼に故人の意志を反映しようとする傾向が強まることで、葬法（死者を葬る方法）や納骨にも「個人化」と「多様化」が及んでいます。

「個人化」とは、お墓や納骨に対して自己の意向が反映されることです。家や家族の連続性を「永代」として捉える見方を保持しつつも、「家の永続」から自分の「死後設計」へと意識が変化しています。

「多様化」とは、お墓の形態や埋葬の枠組みが様々に見られるようになったこととです。個人の「記録と記憶」に比重が移ったことで、墓石の色やデザインが多様化し、また、生前につながりを持った人々や会社などの関係の中で、合葬式の共同墓も普及してきたように、従来の枠

組みとは異なるお墓が増えています。「個人化」によって、お墓をたてる主体が他者から自己へと変化した点は、重要な意味を持っており、実はそれが、お墓の「多様化」につながっています。

## ■ だれがお墓をまもるのか

日本のお墓は、現在でも法律の上では、祭祀を「承継」（お墓を含む祭祀財産に関する権利について規定された民法第897条の用語）する者の存在を前提としています。いわゆる「お墓」とは、明治時代以降に成立・定着してきたもので、家の承継を前提とした家墓のことです。現在でも「〇〇家之墓」と刻まれた墓石を多く見かけます。これに類するのが、先祖代々を対象としたお墓や、婚姻によって片方の家系のお墓の承継者不在のために二つの家墓を合同に葬した両家墓です。また、血縁や地縁などを背景とした同族や一村、寺院などで形作られる総墓という形態も見られます。以前は、一体一体に墓

石を造っていても、納骨スペースなどの問題で集合墓になった場合も少なくありません。しかし、これらもあくまで「家」という枠組みを前提とした家族の中での個体墓でした。

現代では、核家族化が進み、次第に「家」制度が解体する中で、個人の意志が尊重されることによって、これまでとは異なる枠組みのお墓が増えています。具体的には、個人墓や夫婦墓、また生前の仲間や会社などの縁による合同墓や企業墓などです。これらは、承継者の存在を前提としない点で共通しています。

こうした変化は、少子化や人口動態の変化、迷惑をかけたくない」という意識などによって生じており、お墓を維持することが難しくなってきた背景がここにあります。現在では、「墓じまい」といわれるような現象も報道されています。承継者不在の問題は、墓地の永代使用権（承継する者がいる限り墓地を使用できること）にもあてはまることです。公営・私営を問わず、経営・事業主体であ

る宗教法人や自治体、NPOなどの永続性も確かなものとは言い切れません。

このようなことから、お墓や墓地を次世代に承継させることに對して、不安を抱く人が増えています。お墓の承継者不在という問題が、お墓の有無を含めた「多様化」の要因とも考えられるのです。

### ■火葬を背景とする「多様化」

お墓の「多様化」には、火葬という葬法も深く関連しています。

日本では、土葬や火葬などが葬法として行われてきましたが、明治時代末期以降、火葬が普及してきました。1970年代頃からは公営の火葬場が建設され、現在では99%以上が火葬となりました。

火葬場の普及によって、次のような変化があったといわれています【新谷1998、43頁】。

①近隣の人たちの相互扶助による火葬ではなく、火葬場の職員による火葬

と、次の3つが挙げられます。

- ①葬送儀礼やお墓の関係者が血縁や地縁以外に及ぶようになった
- ②死や死者に対する意識が変化し、個人の意向が尊重されるようになった
- ③葬法が火葬場での火葬に画一化された

日本では、古くから様々な葬法が行われてきましたが、人々の意識の上では血縁や地縁といった関係性の中で葬送儀礼からお墓へが行われていた点で、むしろ均一的であったと考えられます。これに對し現在は、葬法の上では火葬に画一化されていますが、意識の上では「個人化」の進展に伴ってお墓の有無を含めた形態や、火葬後の遺骨の行方が「多様化」している現状が浮き彫りになっています。

（浄土真宗本願寺派総合研究所 富島信海）

#### 【参考文献】

新谷尚紀『歴博ブックレット⑧ 死・墓・霊の信仰民俗史』（財団法人歴史民

- ②一晩中かけての火葬ではなく、昼間2時間足らずの火葬
- ③伝統的に土葬であった地域も、火葬を採用

火葬に関わる「人」、火葬にかかる「時間」、火葬の「方法」という、3つの変化であり、葬法が火葬場での火葬に画一化したといえます。従来より、火葬に付された遺骨に関しては、地域によって全骨を拾う地域もあれば、火葬後の骨の一部を拾う地域もあり、様々な形態がありました。

しかし、お墓の形態が「多様化」する中で、送骨（遺骨を宅配便で納骨堂などに送る）というサービスを行う業者が現れたり、手元供養（遺骨のペンダント化など）、散骨、樹木葬など、特定の墓石や墓地を持たないという選択が生まれるなど、火葬後の経過も「多様化」している現状が浮かび上がっています。さらに、遺骨に対する意識の変化や経済的な事情にもよると考えられますが、遺骨が公共施設や電車に「置き忘れ」られるなどと、

俗博物館振興会、1998）

新谷尚紀『葬式は誰がするのか——葬儀の変遷史』（吉川弘文館、2015）

森謙二『墓と葬送のゆくえ』（吉川弘文館、2014）

森謙二『墓と葬送の社会史』（講談社現代新書、1993）

岩田重則『「お墓」の誕生——死者祭祀の民俗誌』（岩波新書、2006）

水藤真『中世の葬送・墓制——石塔を造立すること』（吉川弘文館、2009、『中世研究選書』1991年刊の複刊）

廃棄・放置されるという事態も報じられています。

火葬後の遺骨をどこにどうやって収蔵するのか。これまで見られなかった方法も含めた納骨スペースの選択が、今後のお墓をめぐる重要な課題といえます。

### ■おわりに

水藤真氏は、次の2点を挙げ、日本中世の葬送儀礼や墓制（墓のつくり方）では、全く相反するようなことが同時に行われていたことを述べています【水藤2009、219頁】。

- ①死穢を嫌ってできるだけ遠くに葬る
- 一方、屋敷墓のように近くに葬ることもある

②お墓や寺などさまざまな形で手厚く葬る一方、死体遺棄に近い形もある

歴史的には、個人の状況によって葬法や墓制が様々な存在していたと考えられます。しかし現代には、これまでにない事情があり、今までの議論をまとめる